

令和6・7年度 館林市小規模契約希望者登録申請の手引き

随時申請用

■一般的事項

1 登録資格等

この登録制度は、競争入札参加資格申請（電子申請）による登録を行っていない方で、館林市が発注する小規模な工事、委託業務、物品の購入、印刷等の契約を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、地元業者の受注機会を拡大しようとするものです。

◇ 登録できる方

館林市内に事業所等を有する方

- ・個人、法人を問いません。
- ・経営規模、従業員数を問いません。

◇ 登録できない方

- ① 館林市内に事業所等を有しない方
- ② 館林市の入札参加資格審査申請（電子申請）により登録されている方
- ③ 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格・許可・免許等を有しない方
- ⑤ 市税を滞納し、又は徴収猶予を受けている方

2 申請場所

館林市役所4階 総務部契約検査課

3 申請期間

令和6年4月1日(月)から令和8年2月20日(金)まで
(土日祝日及び年末年始を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

4 有効期間

◇ 令和6年4月1日(月)から令和6年4月19日(金)までに申請した場合：

認定日(毎月20日までに申請を受け付けたものを翌月1日から認定)から令和8年3月31日(火)まで

その後は有効期間の延長はありませんので、引き続き登録を希望する方は改めて申請により登録を受付けます。

5 契約内容

予定価格が1件100万円(消費税含む。)以下であること。

6 登録者の扱い

館林市小規模契約希望者登録申請書（別記様式第1号）及び必要書類を提出して審査に合格した方は、館林市が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となり得ます。ただし、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知おきください。

なお、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された方は登録業者となりますので、改めて通知等はいりません。

7 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、速やかに館林市小規模契約希望者登録申請変更・廃止届（別記様式第2号）を提出してください。

8 登録の取消

登録後に以下のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- ① 1 登録資格等記載の「登録できない方」のいずれかに該当となったとき。
- ② 倒産したとき。
- ③ 申請内容に虚偽があったとき。
- ④ 契約の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

■提出書類（提出部数は全て1部）

名 称	備 考	発行場所	法人	個人
館林市小規模契約希望者登録申請書	館林市小規模契約希望者登録要綱	—	○	○
誓約書	館林市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱	—	○	○
資格、許可証等の写し	法的な許可・免許・登録を要する場合	—	○	○
市税納税証明書	最新のもの（の）の原本又は写し 市県民税（特徴分）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税	館林市 税務課	○	—
	最新のもの（の）の原本又は写し 市県民税（前年度に所得のない場合は非課税証明書）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税		—	○
現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	3か月以内の証明のもの（の）の原本又は写し。	法務局	○	—
身分証明書	3か月以内の証明のもの（の）の原本又は写し。 戸籍に記載された人物が次の通知（禁治産者、準禁治産者、後見登記、破産宣告）を受けていないという内容を証明したもの。 外国籍で身分証明書を発行できない方は、契約検査課までご相談ください。	本籍地のある市区町村 （館林市の場合は市民課）	—	○

※証明書発行時にこの表を提示してください。

■申請書の書き方

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは、自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入不要です。

3 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿謄本に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

4 印鑑

申請書・誓約書への押印は廃止しました。ただし、押印のある場合でも従来どおり受け付けます。

5 電話番号、FAX 番号及びメールアドレス

電話番号は必ず記入してください。FAX 番号やメールアドレスがある場合もご記入ください。

6 希望業種

原則、別表の小分類の中から選択し、大分類ごとにまとめて希望業種欄にご記入ください（下記希望業種記入例参照）。別表に希望する業種がない場合は、自由に記入してください。

なお、法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

【 希望業種記入例 】

番号	希 望 業 種	許可・免許等が必要な業種 は その種類・名称等	技術者数
1	大分類：繊維製品 小分類：制服		
2	大分類：その他の物品 小分類：靴		
3	大分類：運動用品 小分類：運動用具、武道用品		

■契約に関する事項

1 発注の方法

館林市が小規模な工事、修繕、業務委託、建設資材・物品の購入等の契約を発注するときは、原則として、複数の業者の中から見積りを徴取し、最も低い価格を提示した業者と契約します。

ただし、調達予定価格が少額のものについては、特命による随意契約となる場合があります。(少額：5万円を超えないもの)

市から見積りを依頼されても辞退することが可能です。辞退する場合は必ず連絡をお願いします。また、必要に応じて辞退届を提出していただくことがあります。

2 契約の方法

契約業者となった場合は、発注課等の指示に従い、原則として書面（契約書）により契約します。

ただし、20万円を超えない契約で発注課等の担当者から契約書を省略する旨の指示があったときは、請書に省略できます。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は免除します。

3 契約の履行

契約の履行は、館林市財務規則その他関係法令に基づき誠実に履行しなければなりません。また、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払い

支払いは、履行完了検査合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法によります。

支払期限は、適法な支払請求書を受理した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内となります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為が認められた場合は、契約解除を含め登録の取消を行う場合があります。

■提出及び問合せ先

申請書及び添付書類を契約検査課に提出してください。(郵送不可)

館林市役所 総務部契約検査課契約検査係

電話 0276-47-5119 (直通)